

北東アジア地域自治体連合 第16回環境分科委員会

2023年11月14日

オンライン開催

北東アジア地域自治体連合第16回環境分科委員会開催概要

1 目的

北東アジア地域自治体連合（NEAR）の会員自治体等が実施している環境保全に関する個別プロジェクトの円滑な実施や情報共有等を図り、同地域の環境保全対策を推進する。

2 日時

2023年11月14日（火）10:00～16:00 ※JST（Japanese Standard Time）。以下同様

3 開催方法

オンライン形式（Zoom）

4 主催

北東アジア地域自治体連合、富山県

5 参加予定自治体

3か国10自治体

日 本（3） 山形県、新潟県、富山県

韓 国（3） 江原特別自治道、忠清南道、慶尚南道

ロシア（3） 沿海地方、ハバロフスク地方、トムスク州
（オブザーバー）

日 本（1）佐賀県

《参考》

・11月15日（水）

9:30～12:00 北東アジア地域の漂着物対策関係者会議

**北東アジア地域自治体連合第16回環境分科委員会
会議プログラム**

日時：2023年11月14日(火) 10:00～16:00

オンライン開催

| | | | |
|-----------------|----------|---|--|
| 10:00 | 開会 | | |
| 10:00 | 開会 挨拶 | 廣島 伸一 イム ビョンジン | 富山県生活環境文化部長 北東アジア地域自治体連合事務総長 |
| | 来賓 挨拶 | 須賀 義徳 イエゴール・ヴォロヴィック | 環境省地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境 インフラ担当参事官室 インフラ推進官 国連環境計画北西太平洋地域海行動計画調整官 |
| 10:20 | 議事 | 議長 中島 浩薫 | 富山県生活環境文化部参事 |
| 10:20～ 10:30 | I | 次期コーディネート自治体の選出（協議） 九澤 和英 | 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長 |
| 10:30～ 10:35 | II | 報告事項 | |
| 10:35～ 10:40 | 1 | 環境分科委員会の活動状況 九澤 和英 | 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長 |
| 10:40～ 10:50 | 2 | 2023年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告 （1）個別プロジェクトの実施状況 九澤 和英 | 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長 |
| 10:50～ 11:00 | | （2）個別プロジェクトの活動報告 ①北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業 遼寧省生態環境庁（九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長） ②漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業 吉森 信和 | 富山県生活環境文化部環境保全課長 |
| 11:00～ 11:10 | | ③北東アジア地域環境ポスター展 山西省教育厅（九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長） | |
| 11:10～ 11:20 | | ④海岸生物調査 九澤 和英 | 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長 |
| 11:20～ 11:30 | | ⑤貝類を対象としたブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム イ・スンミン | 忠清南道環境政策課主務官 |
| 11:30～ 11:40 | | ⑥フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」 ルネワ ユリア | トムスク州環境保全・資源利用委員会委員長 |
| 11:40～ 11:50 | | ⑦北東アジア地域生物季節調査 九澤 和英 | 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長 |
| 11:50～ 12:00 | | ⑧河川でのバイオモニタリング タラセンコ | ユーリー 沿海地方天然資源・環境保全省 環境保全・天然資源利用活動財政・管理課 |
| | | <昼休憩> | |

| | |
|-----------------|---|
| 13:00 | Ⅲ 協議事項 |
| 13:00～ 13:05 | 1 2024年個別プロジェクトの提案状況 (1) 個別プロジェクトの提案一覧 九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長 |
| 13:05～ 13:15 | (2) 個別プロジェクトの説明 ①北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業 オリガ トルカツカヤ トムスク州国際・地域関係局国際交流委員会コンサルタント |
| 13:15～ 13:25 | ②漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業 吉森 信和 富山県生活環境文化部環境保全課長 |
| 13:25～ 13:35 | ③北東アジア地域環境ポスター展 九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長 |
| 13:35～ 13:45 | ④海岸生物調査 九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長 |
| 13:45～ 13:55 | ⑤ブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム イ・スンミン 忠清南道環境政策課主務官 |
| 13:55～ 14:05 | ⑥フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」 ルネワ ユリア トムスク州環境保全・資源利用委員会委員長 |
| 14:05～ 14:15 | ⑦北東アジア地域生物季節調査 九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長 |
| 14:15～ 14:25 | ⑧河川でのバイオモニタリング タラセンコ ユーリー 沿海地方天然資源・環境保全省 環境保全・天然資源利用活動財政・管理課 |
| 14:25～ 14:35 | 2 環境分科委員会の活動計画 九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長 |
| | <休憩> 15分程度 |
| 14:50 | Ⅳ NEAR環境分科委員会の今後の活動に関する意見交換 |
| 14:50～ 15:50 | 1 今後のNEAR環境分科委員会の会議開催方法について 2 個別プロジェクトの今後の実施方法について ① 提案自治体として有している課題や他の自治体への要望 ② 参加自治体として提案自治体への要望、参加へ向けての課題 |
| 16:00 | 閉会 |

北東アジア地域自治体連合 (NEAR) 第16回環境分科委員会出席者名簿

[来賓]

| 所属 | | | 職名 | 氏名 |
|----|----------------------------|-----------------------------|---------|-----------------|
| 日本 | 環境省 | 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 | インフラ推進官 | 須賀 義徳 (スガ ヨシノリ) |
| 日本 | 国連環境計画 北西太平洋地域 海行動計画 | 地域調整部・富山事務所 | 調整官 | イエゴール ヴォロヴィック |

[NEAR事務局、会員]

| 所属 | | | 職名 | 氏名 |
|------------------------|--------------|---------------------------------------|-----------------|-------------------|
| NEAR事務局 | | — | 事務総長 | イム ビョンジン |
| | | — | 日本専門委員 | イ ハンナ |
| 日本 | 山形県 | 環境エネルギー部 循環型社会推進課 | 廃棄物対策 専門員 | 横山 英史 (ヨコヤマ ヒデフミ) |
| | 新潟県 | 資源循環推進課 | 技師 | 丸山 拓也 (マルヤマ タクヤ) |
| 韓国 | 江原 特別自治道 | 環境政策課 | 主務官 | パク ジェジュン |
| | 忠清南道 | 炭素中立政策課 | 主務官 | イ スンミン |
| | | 気候変化対応研究センター | センター長 | ユン ジョンジュ |
| 慶尚南道 | 環境山林局環境政策課 | 課長 主務官 | キム テヒ ベ インソン | |
| ロシア | 沿海地方 | 天然資源・環境保全省 環境保全・天然資源利用活動 財政・管理課 | 課長 | タラセンコ ユーリー |
| | ハバロフスク 地方 | 天然資源省 環境保全委員会 | 委員長 | オシュラコヴァ ジナイダ |
| | | 天然資源省 環境監査・規制課 | 副課長 | フィリモノワ エレーナ |
| | トムスク州 | 環境保全・資源利用委員会 | 委員長 | ルネワ ユリア |
| 日本 (コデ・イネート 自治体) | 富山県 | 生活環境文化部 | 部長 | 廣島 伸一 (ヒロシマ シンイチ) |
| | | 生活環境文化部 | 参事 | 中島 浩薫 (ナカジマ ヒロシゲ) |
| | | 生活環境文化部 環境政策課 | 参事・課長 | 九澤 和英 (クザワ カズヒデ) |
| | | 生活環境文化部 環境保全課 | 課長 | 吉森 信和 (ヨシモリ ノブカズ) |

[オブザーバー]

| 所属 | | | 職名 | 氏名 |
|----|-----|-----------|----|-----------------|
| 日本 | 佐賀県 | 県民環境部 環境課 | 主事 | 鷺池 祐希 (サギイケ ユキ) |

**The Association of North East Asia Regional Governments (NEAR)
The 16th Sub-Committee on Environment
List of Participants**

[Guest]

| Name | Title | Organization |
|----------------|---|--|
| SUGA Yoshinori | Director for Sustainable Infrastructure | Office of Director for International Cooperation for Transition to Decarbonization and Sustainable Infrastructure, Global Environmental Bureau, Ministry of the Environment, Japan |
| YEGOR Volovik | Coordinator | United Nations Environment Programme (UNEP), Northwest Pacific Action Plan (NOWPAP) |

[Secretariat of NEAR]

| Name | Title | Organization |
|---------------|-------------------|--------------|
| LIM Byung-jin | Secretary-General | - |
| LEE Hanna | Expert on Japan | - |

[Governments Members]

| Regional Government | Name | Title | Organization |
|---------------------|-----------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| JAPAN | Yamagata Pref. | YOKOYAMA Hidefumi | Deputy Director of Waste management |
| | Niigata Pref. | MARUYAMA Takuya | Staff |
| KOREA | Gangwon State | PARK JaeJun | Staff |
| | Chungcheong nam Prov. | LEE SeungMin | Staff |
| | | YOON JongJoo | Senior Research Fellow |
| | Gyeongsang nam Prov. | KIM TaeHee BAE InSun | Director Officer |
| RUSSIA | Primorsky Terr. | TARASENKO Yuri Gennadievich | Chief of division |
| | Khabarovsk Terr. | OSHLAKOVA Zinaida Vladimirovna | Chairman |
| | | FILIMONOVA Elena Alekseevna | Deputy Head |
| | Tomsk Reg. | LUNEVA Yulia Vladimirovna | Director |
| | | OLGA Tolkatskaya | Consultant |
| JAPAN Coordinator | Toyama Pref. | HIROSHIMA Shin-ichi | Director-General |
| | | NAKAJIMA Hiroshige | Senior Director |
| | | KUZAWA Kazuhide | Senior Director |
| | | YOSHIMORI Nobukazu | Director |

[Observers]

| Regional Government | | Name | Title | Organization |
|---------------------|------------|--------------|-------|---|
| JAPAN | Saga Pref. | SAGIIKE Yuki | Staff | Civil Environmental Department, Environmental Division |

I 次期コーディネート自治体の選出（協議）

次期コーディネート自治体の選出

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 次期コーディネート自治体の希望調査の実施

（1）実施時期 2022年12月～2023年1月

（2）調査自治体 環境分科委員会参加自治体（5か国29自治体）

2 調査結果

希望自治体 富山県

II 報告事項

1 環境分科委員会の活動状況

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 環境分科委員会の報告資料の作成

(1) 作成時期 2023年2月

(2) 送付先 北東アジア地域自治体連合会員自治体等

* 環境分科委員会の活動をホームページに掲載(https://www.npec.or.jp/northeast_asia/)

(3) 資料の内容

ア 2022年個別プロジェクトの実施状況

7つの個別プロジェクトの実施状況についての報告

| No. | プロジェクト | 提案自治体 |
|-----|-------------------------------|----------|
| 1 | 北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業 | 忠清南道、富山県 |
| 2 | 漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業 | 富山県 |
| 3 | 北東アジア地域環境ポスター展 | ハバロフスク地方 |
| 4 | 海岸生物調査 | 富山県 |
| 5 | 貝類を対象としたブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム | 忠清南道 |
| 6 | フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」 | トムスク州 |
| 7 | 北東アジア地域生物季節調査 | 富山県 |

イ 2023年個別プロジェクトの提案状況

8つの個別プロジェクトの提案状況についての報告

| No. | プロジェクト | 提案自治体 |
|-----|-------------------------------|---------|
| 1 | 北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業 | 遼寧省、富山県 |
| 2 | 漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業 | 富山県 |
| 3 | 北東アジア地域環境ポスター展 | 山西省 |
| 4 | 海岸生物調査 | 富山県 |
| 5 | 貝類を対象としたブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム | 忠清南道 |
| 6 | フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」 | トムスク州 |
| 7 | 北東アジア地域生物季節調査 | 富山県 |
| 8 | 【新規】河川でのバイオモニタリング | 沿海地方 |

ウ 環境分科委員会の活動計画

環境分科委員会の今後の活動計画についての提示

2 個別プロジェクトに関する調査の実施

(1) 2023年個別プロジェクトの実施状況調査の実施 (2023年9月)

(2) 2024年個別プロジェクトの提案調査の実施 (2023年9月)

(3) 2024年個別プロジェクトの参加意向調査の実施 (2024年1月 (予定))

II 報告事項

2 2023年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(1) 個別プロジェクトの実施状況

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 2023年提案個別プロジェクト

| No. | プロジェクト | 提案自治体 |
|-----|-------------------------------|---------|
| 1 | 北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業 | 遼寧省、富山県 |
| 2 | 漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業 | 富山県 |
| 3 | 北東アジア地域環境ポスター展 | 山西省 |
| 4 | 海岸生物調査 | 富山県 |
| 5 | 貝類を対象としたブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム | 忠清南道 |
| 6 | フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」 | トムスク州 |
| 7 | 北東アジア地域生物季節調査 | 富山県 |
| 8 | 【新規】河川でのバイオモニタリング | 沿海地方 |

2 参加意向調査結果（2023年）（◎：提案自治体 ○：参加意向自治体）

| プロジェクト 自治体※ ¹ | | 環境活動 リーダー | 漂着物 ^{※2} | ポスター展 | 海岸生物 調査 | ブルー カーボン | フォト コンテスト | 生物季節 調査 | 河川バイオ モニタリング |
|-----------------------------|----------|--------------|-------------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-----------------|
| 中国 | 山西省 | ○ | — | ◎ | — | — | ○ | — | — |
| | 遼寧省 | ◎ | — | — | — | — | — | — | — |
| 日本 | 山形県 | ○ | OS | — | — | — | — | — | — |
| | 富山県 | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| | 石川県 | — | OS | — | ○ | — | — | — | — |
| | 福井県 | — | OS | — | ○ | — | — | — | — |
| | 京都府 | — | OS | — | — | — | — | — | — |
| | 兵庫県 | — | OS | — | — | — | — | — | — |
| | 鳥取県 | — | OS | — | ○ | — | — | — | — |
| | 島根県 | — | OS | — | — | — | — | — | — |
| | 山口県 | — | OS | — | — | — | — | — | — |
| | 佐賀県 | — | OS | — | — | — | — | — | — |
| | 長崎県 | — | OS | — | — | — | — | — | — |
| 韓国 | 江原道 | ○ | OS | — | — | — | — | — | — |
| | 忠清南道 | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | — | ○ | — |
| | 慶尚南道 | — | OS | — | ○ | — | — | — | — |
| モンゴル | ドンドゴビ県 | ○ | — | ○ | — | — | ○ | — | — |
| | オルホン県 | ○ | — | ○ | — | — | ○ | — | — |
| ロシア | アルタイ地方 | ○ | — | ○ | — | — | ○ | — | — |
| | 沿海地方 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | ○ | ○ | ◎ |
| | ハバロフスク地方 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | ○ | ○ |
| | トムスク州 | ○ | — | ○ | — | — | ◎ | — | ○ |
| | アムール州 | — | — | ○ | — | — | ○ | — | — |
| | イルクーツク州 | — | — | — | — | — | ○ | — | — |
| | サハリン州 | — | — | — | — | — | ○ | — | — |
| 参加意向国・自治体数 (国数/自治体数) | | 5か国 12自治体 | 3か国 16自治体 | 5か国 10自治体 | 3か国 8自治体 | 3か国 3自治体 | 4か国 10自治体 | 3か国 4自治体 | 2か国 4自治体 |

* プロジェクトNo. 2の「OS」は、「漂着物調査活動」と「漂着物アート制作」のうち、前者のみへの参加を示す。

II 報告事項

2 2023年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(2) 個別プロジェクトの活動報告

①北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業

遼寧省生態環境庁、九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 趣旨、目的

北東アジア地域の青少年（中学生、高校生）を対象に、SDGs・環境問題に関する講演や意見交換、環境保全活動等を通じて相互の友好と理解を促進し、持続可能な社会づくりに向けてグローバルな視点で地域の環境保全に取り組む人材を育成する。

2 事業内容

(1) 実施時期

2023年8月10日

(2) 実施方法

オンライン形式 (Zoom)

(3) 実施方法

- ・「水環境を守るために何ができるか」をテーマに、スライドや動画を用いて、地域・参加者紹介、文化交流、環境保全活動発表を実施
- ・環境保全に関するクイズ大会を実施
- ・意見交換、異文化交流などの自由交流を実施
- ・「2050年のあるべき社会・姿」をテーマに、自治体ごとにウェブ上でポスターを制作 など

(4) 参加自治体

5か国 10自治体 (計 51名の中高生が参加)

中国：遼寧省

日本：山形県、富山県

韓国：江原道、忠清南道

モンゴル：ドンドゴビ県

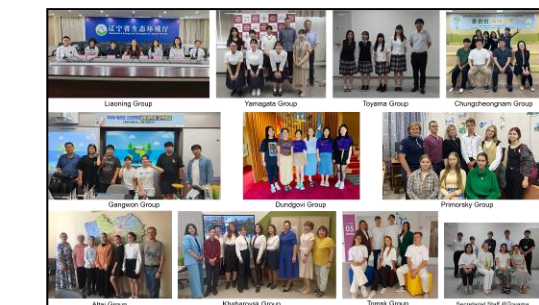
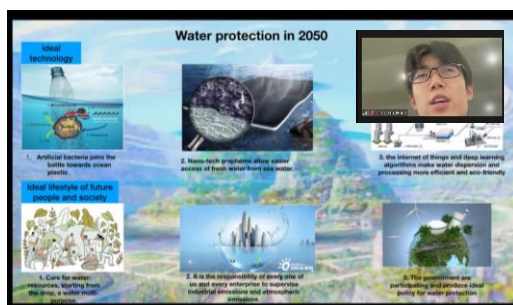
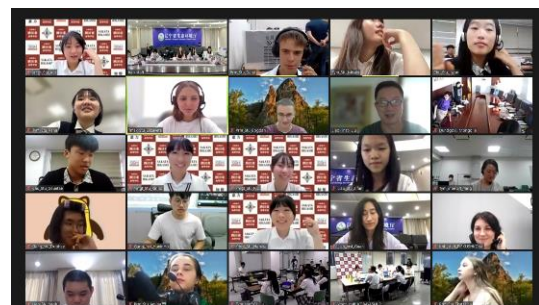
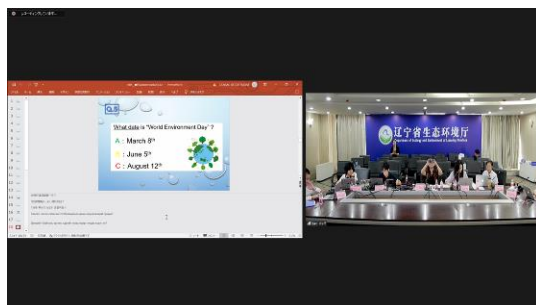
ロシア：アルタイ地方、沿海地方、ハバロフスク地方、トムスク州

(5) 実施経過

5～6月 参加者募集

8月 事業実施

(6) 開催風景



II 報告事項

2 2023年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(2) 個別プロジェクトの活動報告

②漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業

吉森 信和 富山県生活環境文化部環境保全課長

1 趣旨、目的

海岸漂着物の調査活動に加え、環日本海地域の沿岸自治体での取組みも含めた発生抑制対策に関する学習会を実施することで、上流域から沿岸地域までの漂着物・ごみ問題についての理解を深め、子どもたちや地域住民の「ごみを捨てない心、海の環境を守ろうとする心」を育み、日常生活から始めることのできる発生抑制のための行動を促進する。

2 事業内容

(1) 実施時期

- ①漂着物調査活動：2023年9月～11月（原則として秋季に実施）
- ②漂着物アート制作：通年

(2) 実施場所

- ①漂着物調査活動：参加自治体の海・河川（内陸河川を除く。）の沿岸地域
- ②漂着物アート制作：各参加自治体内の会場等

(3) 実施方法

①漂着物調査活動

- ・ 調査は各自治体が地元の小中高等学校、民間団体等の参加を得て実施
- ・ 調査活動と合わせて海洋ごみの発生抑制に関する学習を実施
- ・ 調査結果は富山県（（公財）環日本海環境協力センター（NPEC））がとりまとめを実施
- ・ 2021年から調査項目にマイクロプラスチック（直径5mm以下のプラスチックごみ）を正式に追加（「海岸におけるマイクロプラスチック調査ガイドライン（市民参加型）」（2021年3月）に準じて実施）

②漂着物アート制作

- ・ 富山県が提供する手引書等も参考にして、各自治体が地元の実状に応じて、学生、住民等の参加を得て実施

(4) 参加自治体

3か国16自治体

日本：山形県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、佐賀県、長崎県

韓国：江原道、忠清南道、慶尚南道

ロシア：ハバロフスク地方、沿海地方

(5) 年間計画

- 5月～6月 プロジェクト参加案内、マニュアル・調査票の送付等
- 5月～ 準備、事業実施

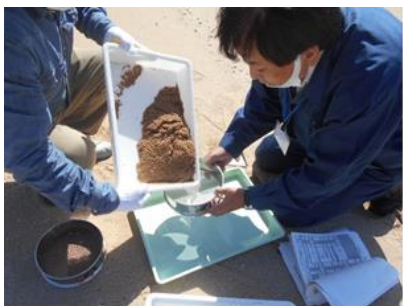
(6) その他

開催風景 (写真添付)

① 漂着物調査活動



漂着物調査活動 (富山県)



漂着物調査活動 (長崎県)

② 漂着物アート制作



漂着物アート制作 (アート体験、造形遊び) (富山県)



漂着物アート制作 (作品)
(ハバロフスク地方)

II 報告事項

2 2023年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告 (2) 個別プロジェクトの活動報告 ③北東アジア地域環境ポスター展

山西省教育庁

1 趣旨、目的

北東アジア地域の次代を担う子どもたちから「環境の保全」をテーマとしたポスターを募集し、優秀な作品を展示することにより、北東アジア地域における市民の環境保全意識を一層高める機会とする。

2 事業内容

(1) 展示時期：2023年10～11月

(2) 展示場所：山西省内

(3) 実施方法

- ・ 各参加自治体が当該自治体内の子どもたち（小中高生）から作品を募集し、優秀作品を選定
- ・ 各参加自治体が優秀作品を電子化し、開催自治体（山西省）に送付
- ・ 山西省が参加自治体の各作品をプリントアウトし、ポスター展を開催・展示

(4) 参加自治体

4か国8自治体（ポスター数：54枚）

中国：山西省

日本：富山県

韓国：忠清南道

ロシア：アルタイ地方、沿海地方、ハバロフスク地方、トムスク州、アムール州

(5) 実施経過

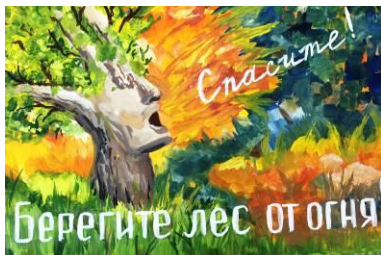
3～7月 作品募集、開催自治体への作品を送付

10～11月 ポスター展開催

(6) 開催風景

現在、ポスター展開催に向けた準備中。11月下旬に開催予定。

《以下、各国から寄せられた作品の一部》



II 報告事項

2 2023年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(2) 個別プロジェクトの活動報告

④海岸生物調査

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 趣旨、目的

北東アジア地域の海洋生物多様性の保全に向けて、各地域に生息する生物に関する情報の収集、指標生物の生息調査を実施する。本調査を通じて、一般市民・子どもたちの海の生物への興味を深めてもらい、環境保全・生物多様性保全の意識高揚を図る。

2 事業内容

(1) 実施時期

年1回程度

(2) 実施場所

各参加自治体の海岸

(3) 実施方法

- ・ (公財) 環日本海環境協力センターが作成した調査マニュアルに基づいて実施し、参加自治体と共有
- ・ 海の生物に関する知識を有する調査機関、NGO/NPOや専門家が主体となり、一般市民の参加のもと、海岸の生物を収集し、観察生物名・写真を記録
- ・ 地球温暖化や外来生物に係る生物の存在有無の確認
- ・ 調査結果は、(公財) 環日本海環境協力センターが取りまとめ、ウェブサイトを通じて情報発信

(4) 参加自治体

3か国8自治体

日本：富山県、石川県、福井県、鳥取県

韓国：忠清南道、慶尚南道

ロシア：沿海地方、ハバロフスク地方

(5) 年間計画

6～7月 参加者の募集

7～8月 調査の実施

11月頃 富山県へ実施結果を報告

II 報告事項

2 2023年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(2) 個別プロジェクトの活動報告

⑤貝類を対象としたブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム

イ・スンミン 忠清南道環境政策課 主務官

1 趣旨、目的

青少年の沿岸環境教育体験を通じて、沿岸生態系ブルーカーボンの重要性を認識するとともに、環境教育及び沿岸の生態系保全の重要性を改めて認識するほか、気候変動に積極的に対応できる人材育成を図る。

2 事業内容

《NEAR全体》

(1) 実施時期

2023年6月～12月

(2) 実施場所

参加自治体内の海岸、河川、湖沼など

(3) 実施方法

- ① カキなどの稚貝を放流（飼養）し、ある程度成貝になってから採取して、その成長を確認（放流時、実施期間中、採取時に計測）し、炭素固定量を調査
- ② 成貝になるまでに水中の炭素が体の中に貯蔵されていく炭素固定過程等を学習

【学習例】

- ・ 貝類の水質浄化機能学習
- ・ 採取した貝の料理・試食体験
(炭素循環<飼養(生産) → 採取(漁獲) → 飲食(消費)>に関する学習)
- ・ 貝塚や貝塚博物館の見学
(貝塚等を教材にして、ブルーカーボンの概念を理解)
- ・ ブルーカーボンに関するテキストの作成・配布

(4) 参加自治体

3か国3自治体

日 本：富山県

韓 国：忠清南道

ロシア：ハバロフスク地方

(5) 年間計画

6月 参加意向を示しているNEAR会員自治体へのプログラム実施案内

7～12月 稚貝の放流（飼養）、炭素固定量の調査、児童・生徒を対象にしたブルーカーボンに関する環境教室等の実施

《忠清南道の活動状況》

1 趣旨、目的

- ・ 沿岸干潟に沿って、清南道の西川郡の干潟に分布するブルーカーボン資源を直接探し、その価値を自ら評価する。
- ・ 学生の居住地域に近い海辺において、自然資源を活用したブルーカーボン炭素中立資源の価値を座学や現地教育を両立して自ら体得し、海洋環境保全認識を向上する。

2 事業内容

- ・ ブルーカーボン現地学習及び体験を通じて気候変動の解決に資する炭素中立達成に対する理解度を増進、海洋ごみによる生態環境問題認識及び収集活動を並行して実施
- ・ 市民科学プログラムの形で環境教育を実施し、継続的な年間計画として推進

(1) 実施時期：2023年5月～11月

(2) 実施場所：忠清南道 舒川郡（ソチョンゲン）沿岸干潟

(3) 実施方法：クラス別 延べ5時間教育

(座学 2, 現地実習 1, 現地体験 1, 討論学習 1)

① 座学

- 炭素中立基本概念及び海洋生態系のブルーカーボンが炭素中立に寄与する価値を教育
- 干潟で探すことができるブルーカーボン教育および各要素別に炭素削減量の算出方法を学習

② 現地実習

- 地元の海岸においてブルーカーボン資源を見つけ、ワークシートに記録
- グループ別ミッションカード（ブルーカーボン）の作成と炭素削減量の計算及び参加者による意見交換を実施

③ 現地体験

- 干潟に生息する塩生植物を非植生干潟に移植・播種作業
- 塩生植物植生地のブルーカーボン価値を非植生干潟と比較評価
- 今後、移植地再訪問時の塩生植物の定着状況確認及びレポート作成
- 周辺干潟の海洋ごみ回収や種類の分類を通じた海洋ごみの深刻さの確認

(4) 参加者（団体）

① 舒川郡 舒川高等学校2年生環境記者団 7名（座学＋現地教育実施）

② 舒川郡 トンガン中学校2年生2つのクラス（座学＋現地教育実施）

③ ホンソン郡管内6つの小学校6年生（座学のみ実施）

：小学校の教育『我が地域のエネルギー自立島を紹介』を実施

(5) 年間教育

5～6月 沿岸の市郡中高校の環境サークル参加学校募集（座学＋現地教育）

小学校「訪問環境教育」参加学校募集及び教育実施（座学）

7～8月 ブルーカーボン現地教育に参加する中高等学校 2～3 校の決定及び教育計画の策定

9～11月 干潟や塩生植物など沿岸植生地を対象とした沿岸のブルーカーボンの価値を確認する教育を青少年向けに実施

(6) その他 (開催風景)





中学生を対象にブルカーボン座学



中学生を対象にブルカーボン座学

II 報告事項

2 2023年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(2) 個別プロジェクトの活動報告

⑥ フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」

ルネワ ユリア トムスク州環境保全・資源利用委員会委員長

1 趣旨、目的

環境保護に関するフォトコンテストの実施を通じて、環境保護活動へ市民の参加を促し、環境保護文化を形成する。

2 事業内容

(1) 実施時期

2022年4月20日～12月30日

(2) 実施場所

ロシアトムスク州

(3) 実施方法

- ① 参加自治体において、環境保護に関する写真を募集
- ② 参加自治体が、応募された写真等をトムスク州又は公益財団法人環日本海環境協力センター（NPEC）に送付
- ③ トムスク州が、写真の構成、オリジナリティ、環境保護活動の内容等の観点で写真の審査を行い、優れたものを表彰
- ④ トムスク州が、優秀者の賞状・賞品、参加者全員の参加証明書を各参加自治体に送付
- ⑤ 参加自治体が、賞状・賞品及び参加証明書を該当者に送付
- ⑥ トムスク州政府国際・地域関係局のSNSで優秀作品を紹介

(4) 参加自治体（参加意向自治体）

4か国10自治体

中国：山西省

日本：富山県

モンゴル：ドンドゴビ県、オルホン県

ロシア：アルタイ地方、沿海地方、トムスク州、アムール州、イルクーツク州、サハリン州

(5) 年間計画

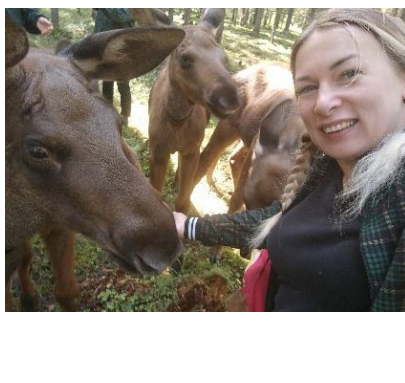
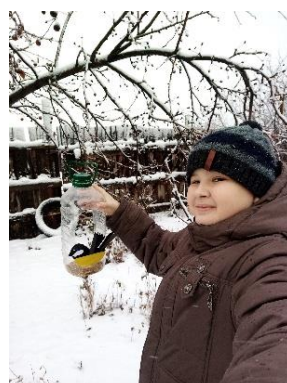
| | |
|---------------|---------------------------------------|
| 4月20日～11月30日 | 参加自治体での写真の募集、トムスク州での写真の受取り |
| 11月1日～12月15日 | トムスク州による写真の審査 |
| 12月16日～12月30日 | とりまとめ |
| 2024年1～2月 | トムスク州から各参加自治体への賞状等の送付、HPでの優秀作品の掲載（予定） |

(6) その他

作品の応募状況 (途中経過)

トムスク州「Obikomprioda」のSNS (VKontakte)

https://vk.com/album-126197212_281076431



II 報告事項

2 2023年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(2) 個別プロジェクトの活動報告

⑦北東アジア地域生物季節調査

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 趣旨、目的

地球温暖化・気候変動を抑制するため、北東アジア地域の自治体が連携して、身近な指標を用いて温暖化の状況をモニタリングすることにより、市民の温暖化対策・エコライフの実践に係る意識啓発を図る。

2 事業内容

(1) 実施時期

年数回程度

(2) 実施場所

参加自治体の生活圏

(3) 実施方法

- ・ 調査は各自治体が地元の小中高等学校、民間団体等の参加を得て、富山県が作成したマニュアルに基づいて実施。
- ・ 調査活動と合わせて、地球温暖化・気候変動の影響や対策に関する学習を実施。
- ・ 調査結果は富山県（及びNPEC）が取りまとめを実施。
- ・ 2024年1月頃、各自治体職員を対象に「ファシリテーター養成セミナー」（以下、「セミナー」）を開催予定。生物季節調査の意義や正しい調査方法等について解説し、各自治体で事業を広めるための人材育成を行う。

(4) 参加自治体（参加意向自治体）

3か国4自治体

日 本：富山県

韓 国：忠清南道

ロシア：沿海地方、ハバロフスク地方

(5) 年間計画

4～5月 調査参加団体・参加者の募集

4～12月 調査の実施

12月頃 富山県へ実施結果を報告

12月 セミナー参加募集案内

2024年1月頃 セミナー開催

(6) その他：富山県における活動状況

自然保護意識の普及啓発のため、富山県内の自然公園等にて来訪者に自然解説を行う富山県自然解説員（ナチュラリスト）の養成講座において、地球温暖化・気候変動の影響や対策、生物季節調査の実施方法について講座を実施

a 実施時期：2023年6月17日

b 実施場所：富山県内の会議室

c 参加者：富山県民 計 65 名

d 活動風景：



II 報告事項

2 2023年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(2) 個別プロジェクトの活動報告

⑧河川でのバイオモニタリング

タラセンコ ユーリー 沿海地方環境保全・天然資源利用活動財政・管理課長

1 趣旨、目的

北東アジア地域の河川における水質を評価するとともに環境教育の推進を図るため、小中高生及びボランティアの参加・協力を得て、北東アジア地域で共通の河川でのバイオモニタリング及び評価の方法を開発する。

2 事業内容

(1) 実施時期

2023年10月（毎年）

(2) 実施場所

北東アジア地域各自治体の淡水域

(3) 実施方法

特別マニュアルに従って、市民の参加を得て、毎年同じ日に水生生物（水底に生息する大型無脊椎動物）のサンプル回収及び分析を行う。サンプルが分類、計算及び同定される。分類体系定義と類及びグループの数に基づいて、様々な指標と生物指標が計算され、水質が測定される。

(4) 参加自治体（参加意向自治体）

2か国4自治体

日本：富山県

ロシア：沿海地方、ハバロフスク地方、トムスク州

(5) 年間計画

1～3月 【沿海地方】淡水質バイオモニタリングのマニュアル開発

4～5月 【NEAR事務局】マニュアルの各言語訳

5～6月 マニュアルを各自治体に送信

7～8月 【各自治体】淡水質バイオモニタリングの準備

9月 【各自治体】淡水質バイオモニタリングの実施

9～10月 【各自治体】モニタリング結果の提供

11～12月 【沿海地方】結果の評価、最終報告書の作成

12月頃 【沿海地方】モニタリング結果に関するセミナー開催、成果をウェブサイトに掲載

(6) その他：沿海地方における活動状況

淡水域での水生生物（特に底生生物）の調査・観察会の実施により、市民の河川（淡水域）における水資源及び生態系の保全の重要性の理解を深めた。

①実施時期：2023年6月26日～7月10日、7月13日

②実施場所：沿海地方、全ロシア青少年センター「オケアン」周辺のエヴリカ小川

③実施方法

- 理論教育：河川生態系調査方法、主要な底生生物の特定方法、生態系図作成、調査報告

の作成方法等について学習

- 現場体験：エヴリカ小川において、合計11回水生生物の調査・観察の実施

④参加者：合計130名（ロシア科学アカデミーの指導者、全ロシア青少年センターの生徒、ウラジオストク国立大学及び極東地方国立大学の学生、ウラジオストク市及びハサンスキー地区の生徒

⑤開催風景



Ⅲ 協議事項

1 2024年個別プロジェクトの提案状況

(1) 個別プロジェクトの提案一覧

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

○2024年個別プロジェクトの提案一覧

| No. | プロジェクト | 提案自治体 |
|-----|-----------------------------------|---------------|
| 1 | 【継続】北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業 | トムスク州、 富山県 |
| 2 | 【継続】漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業 | 富山県 |
| 3 | 【継続】北東アジア地域環境ポスター展 | 富山県 |
| 4 | 【継続】海岸生物調査 | 富山県 |
| 5 | 【継続】ブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム | 忠清南道 |
| 6 | 【継続】フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」 | トムスク州 |
| 7 | 【継続】北東アジア地域生物季節調査 | 富山県 |
| 8 | 【継続】河川でのバイオモニタリング | 沿海地方 |

* 各プロジェクトについては、予算要求前の事業イメージであり、今後、変更の可能性がある。

Ⅲ 協議事項

1 2024年個別プロジェクトの提案状況

(2) 個別プロジェクトの説明

①北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業

オリガ トルカツカヤ トムスク州国際・地域関係局 国際交流委員会

1 趣旨、目的

北東アジア地域の青少年（主に高校生）を対象に、環境問題に関する講演や意見交換、環境保全活動等を通じて相互の友好と理解を促進し、持続可能な社会づくりに向けてグローバルな視点で地域の環境保全に取り組む人材を育成する。

2 事業内容

(1) 実施時期

2024年8月ごろ

(2) 主催

ロシアトムスク州、日本国富山県

(3) 実施方法

- ・ 1年ごとに日中韓露の自治体が持ち回りで実施
- ・ 実施自治体が事業内容を決定
- ・ 2024年は「オンライン形式」で開催
- ・ 環境問題に関する講演や意見交換、環境保全活動等の実施を想定

(4) 年間計画

2024年5月ごろ 参加者募集

2024年8月ごろ 事業実施

3 期待される成果

- ・ 持続可能な社会づくりの重要性を理解し、グローバルな視点で地域の環境保全活動をリードできる人材の育成が期待される。
- ・ 事業を通じて、ともに環境問題に取り組んでいこうとする連帯感が生まれ、国際的なネットワークの構築が期待される。

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

参加自治体内での参加者の募集、実施自治体との連絡調整、参加者の支援

(2) 経費負担の要請

ア 経費負担の有無
あり

イ 経費負担の概要

参加自治体における一切の費用（会議室使用料、通信設備費、通信費等）は、参加自治体が負担する。

(3) 参加要請自治体

すべての北東アジア地域自治体連合会員自治体ほか

Ⅲ 協議事項

1 2024年個別プロジェクトの提案状況

(2) 個別プロジェクトの説明

②漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業

吉森 信和 富山県生活環境文化部環境保全課長

1 趣旨、目的

海岸漂着物の調査活動に加え、環日本海地域の沿岸自治体での取組みも含めた発生抑制対策に関する学習会を実施することで、上流域から沿岸地域までの漂着物・ごみ問題についての理解を深め、子どもたちや地域住民の「ごみを捨てない心、海の環境を守ろうとする心」を育み、日常生活から始めることのできる発生抑制のための行動を促進する。

2 事業内容

子どもや市民の参加を得て、漂着物調査活動及び排出抑制対策に関する学習会を行う。また、可能な自治体においては、漂着物や家庭から出る廃材を利用したアート作品の制作を行う。

(1) 漂着物調査活動

ア 実施時期：2024年秋季

イ 実施場所：参加自治体の海・河川（内陸河川を除く。）の沿岸地域

ウ 実施方法：各参加自治体が地元の小中高等学校、民間団体等の参加を得て、調査活動（漂着ごみ及びマイクロプラスチック）と学習会を実施（内陸部の自治体は、清掃活動と学習会を実施）

実施結果は富山県（（公財）環日本海環境協力センター（NPEC））がとりまとめを行う

エ 年間計画：5月 参加自治体の募集
9月～11月 調査の実施
12月～ 富山県への報告

(2) 漂着物アート制作

ア 実施時期：通年

イ 実施場所：各参加自治体内の会場等

ウ 実施方法：富山県が提供する手引書等も参考にして、各自治体が地元の実状に応じて、学生、住民等の参加を得て実施

エ 年間計画：5月 参加自治体の募集
7月～11月 アート制作の実施
12月～ 富山県への報告

3 期待される成果

「ごみを捨てない心、海洋環境を守ろうとする心」を育むとともに、住民の環境保全に対する意識を高揚する。

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

① 漂着物調査活動

- ・ 実施場所の選定
- ・ 学習会・調査活動を実施する民間団体等の確保
- ・ 学習会・調査活動を実施する民間団体等の指導、学習会・調査活動の実施

- ・ 実施結果の富山県への報告
- ② 漂着物アート制作
 - ・ 活動の企画、関係者との調整、参加者の募集等
 - ・ 漂着物等の素材、活動に使用する道具等の準備
 - ・ 住民等の参加による活動の実施、結果のまとめと報告
- (2) 経費負担の要請
 - ア 経費負担の有無
 - あり
 - イ 経費負担の概要
 - 必要な経費は参加自治体による負担とする。
- (3) 参加要請自治体
 - 中 国：遼寧省、河北省、山東省、江蘇省
 - 日 本：北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、石川県、福井県、京都府、
兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県
 - 韓 国：江原道、忠清南道、慶尚南道
 - ロシア：沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン州
- * 漂着物調査活動については、北東アジア地域自治体連合会員自治体以外の北東アジア地域の沿岸自治体に広く参加を呼びかける。

Ⅲ 協議事項

1 2024年個別プロジェクトの提案状況

(2) 個別プロジェクトの説明

③北東アジア地域環境ポスター展

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 趣旨、目的

北東アジア地域の次代を担う子どもたちから「環境の保全」をテーマとしたポスターを募集し、優秀な作品を展示することにより、北東アジア地域における市民の環境保全意識を一層高める機会とする。

2 事業内容

(1) 実施時期

2024年10月

(2) 実施場所

富山県（富山市内を予定）

(3) 実施方法

- ・ 各参加自治体が当該自治体内の子供たち（小中高生）から作品を募集、審査し、優秀作品を選定
- ・ 各参加自治体が優秀作品を電子化し、開催自治体（富山県）に送付
※ オリジナル作品のやり取りは行わない。
- ・ 富山県が参加自治体の各作品をプリントアウトし、ポスター展を開催・展示して普及啓発を実施。

(4) 年間計画

3～7月 作品の募集、開催自治体への電子データの送付

10月 環境ポスター展の開催

11月 開催過程や展示作品のウェブサイト掲載

3 期待される成果

- ・ 市民の環境に関する意識が高まる。
- ・ 北東アジア地域の環境問題に対する理解や共通認識が深まる。

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容：

- ・ 参加自治体内で作品募集、審査
- ・ 優秀作品（タイトル、作者のメッセージ等とあわせて）の電子データを開催自治体に送付（2024年の募集作品が時期的に送付できない場合は、2023年の作品でもよい）

＜参考：開催自治体で実施すること＞

- ・ 参加自治体への開催通知、優秀作品の送付依頼
- ・ 開催自治体内での作品募集、審査
- ・ 参加自治体から送付された作品（プリントアウトしたレプリカ）でポスター展を開催し普及啓発を実施
- ・ ウェブサイトに結果を掲載

(2) 経費負担の要請

ア 経費負担の有無

あり

イ 経費負担の概要

- ・ 参加自治体内における作品募集・審査、開催自治体への送付に係る費用は、参加自治体が負担する。

(・ ポスター展や普及啓発イベント等の開催費用は、開催自治体が負担する。)

(3) 参加要請自治体

すべての北東アジア地域自治体連合会員自治体ほか

Ⅲ 協議事項

1 2024年個別プロジェクトの提案状況

(2) 個別プロジェクトの説明

④海岸生物調査

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 趣旨、目的

北東アジア地域の海洋生物多様性の保全に向けて、各地域に生息する生物に関する情報の収集、生物の生息調査を実施する。本調査を通じて、一般市民・子どもたちの海の生物への興味を深めてもらい、環境保全・生物多様性保全の意識高揚を図る。

2 事業内容

(1) 実施時期

年1回程度

(2) 実施場所

参加自治体の海岸（多くの生物が生息する岩場や磯場が望ましい。）

(3) 実施方法

- ・（公財）環日本海環境協力センターが作成した調査マニュアルに基づいて実施し、参加自治体と共有
- ・ 海の生物に関する知識を有する調査機関、NGO/NPOや専門家が主体となり、一般市民の参加のもと、海岸の生物を収集し、観察生物名・写真を記録
- ・ 地球温暖化や外来生物に係る生物の存在有無の確認
- ・ 調査結果は、（公財）環日本海環境協力センターが取りまとめ、ウェブサイトを通じて情報発信

(4) 年間計画

6～7月 参加者の募集
7～8月 調査の実施
11月頃 富山県へ実施結果を報告

3 期待される成果

- ・ 海岸に生息する海洋生物の北東アジア地域での分布状況の把握
- ・ 生物の生息範囲の把握
- ・ 海洋生物多様性、海洋環境の保全に対する意識の高揚

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

- ・ 本調査を実施する調査機関、NGO/NPOもしくは専門家の選定
- ・ 調査機関との調査実施、結果報告に関する連絡調整

(2) 経費負担の要請

経費負担なし（経費のかからない範囲で実施）

(3) 参加要請自治体

内陸部の自治体を除く北東アジア地域自治体連合会員自治体ほか

Ⅲ 協議事項

1 2024年個別プロジェクトの提案状況

(2) 個別プロジェクトの説明

⑤ブルカーボン青少年環境教育体験プログラム(地元のブルカーボン資源を探そう)

イ・スンミン 忠清南道環境政策課 主務官

1 趣旨、目的

青少年の沿岸環境教育体験を通じて、沿岸生態系ブルーカーボンの重要性を認識するとともに、環境教育及び沿岸の生態系保全の重要性を改めて認識するほか、気候変動に積極的に対応できる人材育成を図る。

2 事業内容

(1) 実施時期

2024年6月以降

(2) 実施場所

参加自治体の海岸など

(3) 実施方法

① 各沿岸自治体別に海域の特性によるブルーカーボン資源評価（海に面する自治体）。

② 各自治体を代表するブルーカーボン資源を探す。

<学習例>

- ・ 海藻類のブルーカーボン炭素削減効果：地域資源（カジメ、ノリ養殖、塩性湿地等）
- ・ アサリ、ウバガイなど地元の貝類の資源学習：貝殻類に捕集される炭素削減効果学習
- ・ 干潟生物による炭素削減量及び汚染浄化効果学習
- ・ 塩生植物によるブルーカーボン炭素削減効果分析
- ・ 貝類博物館、干潟博物館、渡り鳥展示館など地域ブルーカーボン連携展示施設見学（貝塚などを材料にブルーカーボンの概念を理解）
- ・ ブルーカーボン資源に関するガイド書作成・配布

③座学後、現地実習を並行して実施

- ・ 近くの海辺でブルーカーボン資源を探し、レポートに記録する
- ・ ブルーカーボンの価値を評価するワークシートの作成と塩生植物の移植・播種

④ 結果報告

(4) 年間計画

- ・ 各自治体の中高校に環境教育計画を共有し、主要ブルーカーボン資源及び炭素削減量の価値と貯蔵量統計に関する座学を実施する。
- ・ 各自治体においてブルーカーボン資源の特性に沿った現地体験教案を作成する。
- ・ 状況に応じて地域特化ブルーカーボン資源を体験できる海辺での現地教育を通じ、座学で学んだ内容を体験する。
- ・ 忠清南道において内容とりまとめを2025年1月以降に実施する。

3 期待される成果

- ・ 炭素中立及び海洋環境保全に対する理解と増進
- ・ ブルーカーボン基礎認識向上を期待し、環境教育にブルーカーボン資源を積極的に活用

- ・ 各地域の海のブルーカーボン資源を探し、炭素削減量の計算を通じてブルーカーボンによる持続的な炭素削減効果の卓越性を学習
- ・ 現地教育及びモニタリング資料の蓄積を通じ、市民科学による海洋分野炭素中立活動を持続する基礎資料として活用し、市民団体等と連携した市民主導のブルーカーボン資源づくり活動を連携推進支援
- ・ ESG経営などを通じて多様に推進されるブルーカーボン炭素中立事業対象地に対する、市民モニタリング員の任命及び活動支援プログラム推進

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

- ・ 参加自治体内でのプログラムの企画、関係者との調整、参加者の募集等
- ・ プログラムの実施
- ・ 実施結果の報告

(2) 経費負担の要請

ア 経費負担の有無

あり

イ 経費負担の概要

現地調査費用及び体験キット購入費用などは参加自治体が負担する。

(3) 参加要請自治体

一部の北東アジア地域自治体連合会員自治体（海に面している自治体）

Ⅲ 協議事項

1 2024年個別プロジェクトの提案状況

(2) 個別プロジェクトの説明

⑥ フォトコンテスト「Eco-selfie—自撮りで環境保護」

ルネワ ユリア トムスク州環境保全・資源利用委員会委員長

1 趣旨、目的

環境保護に関するフォトコンテストの実施を通じて、環境保護活動へ市民の参加を促し、環境保護文化を形成する。

2 事業内容

(1) 実施時期

2024年4月～12月

(2) 実施場所

ロシアトムスク州

(3) 実施方法

① 参加自治体において環境保護に関する写真を募集

○環境保護に関する写真

- ・ 植林行動や清掃活動等を実施している写真 (before & after)、また、エコライフを反映している写真など

○写真の仕様

- ・ JPG、JPEG形式の自撮り写真の電子版 (自撮り写真に限る。)
- ・ フレーム追加などの加工、デジタル画像修正、コンピュータを使って作成したコラージュなどの写真は対象外

○募集の区分

- ・ 児童・生徒 (小学生、中学生、高校生)
- ・ 学生 (大学生、短大生、専門学校生)
- ・ 一般

② 参加自治体が応募写真をトムスク州又はNPECに送付

③ トムスク州が写真の構成、オリジナリティ、環境保護活動の内容等の観点で写真の審査を行い、優れたものを表彰

④ トムスク州が優秀者の賞状・賞品、参加者全員の参加証明書の電子ファイルを各参加自治体に送付

⑤ 参加自治体が賞状・賞品や参加証明書を該当者に送付

⑥ トムスク州が優秀作品をトムスク州の公式サイトに掲載

(4) 年間計画

4～10月 参加自治体での写真の募集、トムスク州での写真の受取り

12月 トムスク州による写真の審査

1月 トムスク州から各参加自治体への賞状等の送付、HPでの優秀作品の掲載

3 期待される成果

市民の環境保護活動への積極的な参加

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

参加自治体内での作品募集、トムスク州への作品の送付（電子メール）、被表彰者への賞品等の送付など

(2) 経費負担の要請

ア 経費負担の有無

あり

イ 経費負担の概要

- ・ 参加自治体内での作品募集に要する経費
- ・ 参加自治体から被表彰者への賞品等の送料

(3) 参加要請自治体

すべての北東アジア地域自治体連合会員自治体ほか

Ⅲ 協議事項

1 2024年個別プロジェクトの提案状況

(2) 個別プロジェクトの説明

⑦ 生物季節調査

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 趣旨、目的

地球温暖化・気候変動を抑制するため、北東アジア地域の自治体が連携して、身近な指標を用いて温暖化の状況をモニタリングすることにより、市民の温暖化対策・エコライフの実践に係る意識啓発を図る。

2 事業内容

(1) 実施時期

年数回程度

(2) 実施場所

参加自治体の生活圏

(3) 実施方法

- ・ 調査は各自治体が地元の小中高等学校、民間団体等の参加を得て、富山県が作成したマニュアルに基づいて実施
- ・ 調査活動と合わせて、地球温暖化・気候変動の影響や対策に関する学習を実施
- ・ 調査結果は富山県（及びNPEC）が取りまとめを実施
- ・ 参加自治体の職員を対象に実施結果、実施に係る課題、参加者募集に係る工夫等の聞き取りを行うための情報交換会をオンライン形式で実施

(4) 年間計画

- 4～5月 参加者の募集
- 4～12月 調査の実施
- 12月頃 富山県へ実施結果を報告
- 1月頃 情報交換会の開催

3 期待される成果

- ・ 市民の地球温暖化・気候変動対策、生物多様性に対する意識の高揚
- ・ 環境保全につながる市民レベルのエコライフ実践の促進

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

- ・ 調査実施場所の選定
- ・ 調査に合わせて地球温暖化・気候変動の影響や対策に関する学習（学習会）を実施する民間団体等の確保
- ・ 調査・学習会を実施する民間団体等の指導、調査・学習会の実施
- ・ 実施結果の富山県への報告

(2) 経費負担の要請

- ・ 必要な経費は、参加自治体による負担とする。

(3) 参加要請自治体

すべての北東アジア地域自治体連合会員自治体ほか

Ⅲ 協議事項

1 2024年個別プロジェクトの提案状況

(2) 個別プロジェクトの説明

⑧河川でのバイオモニタリング

タラセンコ ユーリー 沿海地方環境保全・天然資源利用活動財政・管理課長

1 趣旨、目的

北東アジア地域の河川における水質を評価するとともに環境教育の推進を図るため、小中高生及びボランティアの参加・協力を得て、北東アジア地域で共通の河川でのバイオモニタリング及び評価の方法を開発する。

2 事業内容

(1) 実施時期

2024年10月（毎年実施予定）

(2) 実施場所

北東アジア地域各自治体の淡水域

(3) 実施方法

- ・ 沿海地方が作成した特別マニュアルに基づき、市民の参加を得て、毎年統一の日に水生生物（水底に生息する大型無脊椎動物）を採集し、生物名・数・写真等を記録する。
- ・ 水生生物の分類群の構成、生物の種数及び個体数に基づいて様々な生物指標が計算され、河川の水質区分が把握される。
- ・ 各自治体のモニタリング実施結果を沿海地方に提出し、沿海地方において報告書として取りまとめる。

(4) 年間計画

5～6月 マニュアルを各自治体に送信

7～8月 【各自治体】淡水質バイオモニタリングの準備

10月 【各自治体】淡水質バイオモニタリングの実施

10～11月 【各自治体】モニタリング結果の提供

11～12月 【沿海地方】結果の評価、最終報告書の作成

12月頃 【沿海地方】モニタリング結果に関するセミナー開催、成果をウェブサイトに掲載

3 期待される成果

- ・ 選定した地点の河川の水質状況の評価および汚染拡大防止
- ・ 生物学知識の習得、自然や環境への関心向上
- ・ 北東アジア地域における共通の淡水質バイオ評価の開発と実施

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

① 本調査を実施する調査機関、NGO/NPO、専門家の選定

② 調査機関との調査実施、結果報告に関する連絡調整、調査・学習会を実施する民間団体等の指導、調査・学習会の実施

③ 実施結果（モニタリング開催概要、結果、課題等）の沿海地方への報告

(2) 経費負担の要請

ア 経費負担の有無

あり

イ 経費負担の概要

参加自治体内における調査実施、結果報告等に要する費用は、参加自治体が負担する。

(3) 参加要請自治体

すべての北東アジア地域自治体連合会員自治体

Ⅲ 協議事項

2 環境分科委員会の活動計画

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

環境分科委員会の活動計画（案）

| 年月 | 内容 |
|------------|--|
| 2023年 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年個別プロジェクト実施状況及び2024年提案個別プロジェクトの調査 コーディネート自治体が、個別プロジェクトの実施状況を確認した。 併せて、2024年に実施予定の個別プロジェクトの提案の意向を確認した。 ・ 2024年提案個別プロジェクトの取りまとめ コーディネート自治体が、提案のあった2024年個別プロジェクトを取りまとめた。 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第16回環境分科委員会開催（2023年11月14日） ・ 2024年提案個別プロジェクトの参加要請 環境分科委員会において提案自治体が参加自治体に対してプロジェクトの内容を説明し、参加を要請する。 |
| 2024年 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2024年個別プロジェクトへの参加意向調査 コーディネート自治体が、北東アジア地域自治体連合の会員自治体に個別プロジェクトへの参加意向の確認を行う。 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2024年個別プロジェクト参加意向調査結果の取りまとめ コーディネート自治体が、参加意向調査結果を取りまとめ、2024年個別プロジェクトの提案自治体へ送付する。 |
| (適宜実施) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案自治体と参加意向自治体が個別プロジェクトの実施に向けて協議する。 ・ 合意があった場合、適宜個別プロジェクトを実施する。 |
| 2024年 9月頃～ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2024年個別プロジェクト実施状況及び2025年提案個別プロジェクトの調査 コーディネート自治体が、個別プロジェクトの実施状況調査を行う。 併せて、2025年に実施予定の個別プロジェクトの提案調査を行う。 |
| 2025年 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年個別プロジェクトへの参加意向調査 コーディネート自治体が、北東アジア地域自治体連合の会員自治体に個別プロジェクトへの参加意向の確認を行う。 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年個別プロジェクト参加意向調査結果の取りまとめ コーディネート自治体が、参加意向調査結果を取りまとめ、2025年個別プロジェクトの提案自治体へ送付する。 |
| 3月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告資料の作成 環境分科委員会は隔年開催を予定しているため、開催がない年の活動状況等について報告資料にまとめて情報共有・ウェブサイトに掲載 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年個別プロジェクト実施状況及び2026年提案個別プロジェクトの調査 コーディネート自治体が、個別プロジェクトの実施状況を確認するとともに、2026年に実施予定の個別プロジェクトの提案の意向を確認する。 ・ 2026年提案個別プロジェクトの取りまとめ コーディネート自治体が、提案のあった2026年個別プロジェクトを取りまとめる。 |
| 11月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第17回環境分科委員会開催 |

【個別プロジェクトの配慮事項】

- ・ 国連総会での持続可能な開発目標（SDGs）の採択やパリ協定のスタート、G20大阪サミットでの「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有など、環境問題を取り巻く世界的な動向を踏

まえ、個別プロジェクトの実施や提案に際しては、SDGsの実現、気候変動対策、海洋プラスチックごみ対策等に配慮するように努める。

- ・ また、2016年に本県で開催された北東アジア自治体環境専門家会合で取りまとめられた「2016とやま宣言」を受け、北東アジア地域の環境保全に関する具体的な取組みの1つとしても推進することに留意する。

IV NEAR環境分科委員会の今後の活動に関する意見交換

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 今後のNEAR環境分科委員会の会議開催方法について

(1) 現状

- ・ 新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」）拡大前（～2019年）は、当委員会は対面形式で開催してきた。
- ・ 2021年（前回）は、感染症拡大に伴い、様々な行動が制限されたことを踏まえ、やむを得ずオンライン形式で開催した。
- ・ 2023年（今回）は、行動制限が緩和されつつあり、感染症拡大前と同様、対面形式を基本としつつオンライン形式を併用する方法(ハイブリッド)で開催することとし、通知した。
- ・ 結果として、対面形式での参加を希望する自治体は非常に少なかったため、オンライン形式のみで開催する方法に変更した。(10月17日に修正内容を通知)

(2) 今後の開催方法について（意見交換）

次回以降の開催方法について、どの形式であれば参加しやすいか等について、ご意見があれば伺いたい。(開催形式(オンライン、対面)、開催頻度 など)

(3) 今後の対応（案）

今回の会議参加自治体だけでなく、NEAR環境分科委員会に参加実績のある関係自治体にも意見照会し、その結果も踏まえて次回開催に向けてコーディネート自治体において検討する。

2 個別プロジェクトの今後の実施方法について

- ① 提案自治体として有している課題や他の自治体への要望
- ② 参加自治体として提案自治体への要望、参加へ向けての課題

北東アジア地域自治体連合憲章

| | |
|------|--------------|
| 制 定 | 1996. 9. 12 |
| 一部改定 | 1998. 10. 2 |
| 一部改定 | 2002. 9. 11 |
| 一部改定 | 2004. 9. 8 |
| 一部改定 | 2010. 10. 28 |
| 一部改定 | 2014. 10. 22 |
| 一部改定 | 2016. 9. 27 |
| 一部改定 | 2018. 10. 29 |

前文

国際社会に貢献する無限の潜在力を有する北東アジア地域自治体の代表は、互惠・平等の精神に基づき、行政・経済・文化など全ての分野において交流協力を推進することによって地域の共同発展を目指すとともに、世界平和に寄与する崇高な目的を達成するため、この憲章の採択に同意し、北東アジア地域自治体連合を設立する。

第1章 機構の名称及び目的

第1条（名称）

この機構は「北東アジア地域自治体連合（The Association of North East Asia Regional Governments）（以下「連合」という。）」と称する。

第2条（目的）

連合は、北東アジア地域の自治体が互惠・平等の精神に基づき、全ての自治体間の交流と協力のネットワークを形成することによって、相互理解に即した信頼関係を構築し、北東アジア地域全体の共同発展を目指すとともに世界平和に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

連合は次の各号の事業を行う。

1. 北東アジア地域自治体会議（総会）の定例的な開催
2. 地域間経済・技術及び開発に関する情報の収集及び提供
3. 交流、協力に関する事業の支援及び推進
4. その他機構の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員等の範囲及び権利・義務

第4条（会員の範囲）

連合の会員は、北東アジア地域に位置する中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、モンゴル国、大韓民国、ロシア連邦の自治体の中で、連合の設立目的に賛同し、総会において加入の承認を受けた広域自治体とし、総会の議決によって範囲を拡大することができるものとする。（2002. 9. 11、2016. 9. 27改定）

第4条の2（準会員の範囲）

連合の準会員は、北東アジア地域以外のアジア地域に位置し、連合の設立目的に賛同し、総会において加入の承認を受けた広域自治体をいう。（2016. 9. 27新設）

第5条（会員の権利・義務）

会員は、連合が行う多様な事業と活動に参加する権利を有し、この憲章の諸規定を誠実に守る義務を負う。

第5条の2（準会員の権利・義務）

準会員は、会員が有する権利・義務のうち、第7条の役員の実選権及び被選挙権並びに第9条第1号の議決権を有しない。（2016. 9. 27新設）

第3章 組織及び機能

第1節 総会

第6条（構成及び運営）

総会は会員自治体の首長で構成する最高議決機関として、隔年で開催される。（2016.9.27改定）

第7条（役員）

総会には次の各号の役員を置く。

1. 議長は1名とし、連合を代表し、総会を開催する自治体の首長をもって充てることとし、任期は総会満了日までとする。ただし、議長に事故があるときの職務は、所属自治体の副首長が代行する。（2002.9.11、2010.10.28改定）
2. 監事は、会員各国からそれぞれ1名ずつ、局長又は課長級職員を総会で選出し充てることとし、会計監査を所掌し、任期は第1号と同じものとする。（2016.9.27改定）
3. 会費運営規程に定める場合に該当するときは、会員の第1号の議長及び第2号の監事の選挙権及び被選挙権を制限することができる。（2016.9.27新設）

第8条（機能）

総会は次の各号の機能を行う。

1. 会員及び準会員の入会及び除名の議決（2016.9.27改定）
2. 会費の決定
3. 連合憲章の改定
4. 機構の解散及び清算の決定
5. 事務局設置場所の決定
6. 監事の選出
7. 予算・決算及び事業計画の承認
8. 会費運営規程で定める事項の承認（2016.9.27新設）
9. 次期総会開催に関する事項の決定
10. 連合の各事業計画の決定及び執行
11. その他必要と認められる事項

第9条（議事決定）

総会での議事決定は次の各号の方法による。

1. 会員自治体は各1票の議決権を有する。ただし、会費運営規程に定める場合に該当するときは、会員の議決権を制限することができる。（2016.9.27改定）
2. 第8条第1号から第5号の事項は、議決権を有する会員の過半数の出席と、出席した会員の3分の2以上の賛成により議決する。（2016.9.27改定）
3. 第8条第6号から第11号の事項は、議決権を有する会員の過半数の出席と、出席した会員の過半数の賛成により議決する。（2016.9.27改定）

第9条の2（実務委員会への議事決定の委任）

総会が開催されない年度の第8条第1号、第7号及び第8号の事項の議事決定は、実務委員会に委任して行うことができる。

第2節 実務委員会

第10条（構成及び運営）

- ① 実務委員会は、各会員自治体の首長が指名する局長級幹部によって構成され、実務委員会の委員長は、総会が開催される年の前年度に会議を招集する。ただし、実務委員会の委員長が必要と認める場合、臨時実務委員会を招集することができる。（2014.10.22新設、2018.10.29改定）
- ② 実務委員会の委員長は、議長自治体の副首長をもって充てる。
- ③ 実務委員会の委員長は、総会で会議の結果を報告するものとする。
- ④ 個別プロジェクト等の円滑な推進の支援のため、実務委員会の補助機関として個別又は分野別に分科委員会を設置することができる。ただし、これにより新設された分科委員会は総会に報告しなければならない。（1998.9新設、2018.10.29改定）

定)

第11条 (機能)

実務委員会は次の各号の機能を行う。

1. 事業計画及び個別プロジェクトの協議
2. 年次報告書及び会計報告書の作成
3. 会員自治体間の意見調整
4. 分科委員会の設置（構成、機能、運営方法等）に関する事項の決定（1998.9新設）
5. 総会で委任された事項の決定
6. その他必要と認められる事項

第3節 事務局

第12条 (構成及び運営)

事務局は、連合の常設機構であり、各国・各会員自治体は必要に応じて連絡機関を置くことができる。事務局は慶尚北道に長期存続する。ただし、やむを得ない事由が発生したときは、総会の議決を経て事務局の場所を変更することができる。（2004.9.8、2014.10.22改定）

第13条 (役員及び職員)

事務局には次の各号の役員と職員を置く。

1. 事務総長は1名とし、事務局が所在する自治体の首長が推薦し、議長が任命する。（2004.9.8改定）
2. 事務局の役員と職員は、連合の派遣公務員で構成することを原則とする。ただし、事務総長が必要と認める場合には、議長の承認を受け、別の方法により構成することができる。

第14条 (機能)

事務局は次の各号の機能を行う。

1. 予算編成及び執行
2. 事業計画書、年次報告書及び会計報告書の作成
3. 会員自治体間の業務連絡及び調整
4. 総会及び実務委員会の議決事項の執行
5. その他必要と認められる事項

第15条 (財政)

- ① 事務局の会計は特別会計とし、会員自治体の会費及びその他雑収入によって充当する。
- ② 会計に関する事項は暫定的に次の各号のとおり運営する。
 1. 連合の会員は会費を負担し、会費管理及び運営に必要な事項については別途会費運営規程で定める。（2016.9.27改定）
 2. 総会及び実務委員会の開催経費は、次の各号のとおり分担する。
 - ア 経費総額（A）の半額（B）は会議開催自治体が負担する。
 - イ 残半額（ $C = A - B$ ）は、会議開催自治体を除く連合の会員自治体数（D）で均等に割った額（ C / D ）を、会議に参加した自治体がそれぞれ負担する。
 - ウ 実際の会議参加自治体数がDを下回る場合に生じる差額は、会議開催自治体が負担する。
 - エ 会員自治体に自然災害等のやむを得ない事情が生じ、負担が著しく困難な場合には、会員自治体間の協議により個別に合理的な減免措置を行うことができる。
 - オ 総会で次期総会開催地に立候補する自治体は、開催する総会及び実務委員会の会議経費の暫定会計を提出しなければならない。
 3. 事務局運営経費は、事務局が設置された自治体が負担する。
 4. その他個別的な交流協力事業の推進経費は、事業を提案した自治体が負担することを原則とし、その事業に参加を希望する自治体間の協議によって分担できるものとする。

第4節 連合支援機関

第16条（設置）

会員自治体は、北東アジア地域の発展に寄与するため、連合の活動を支援する機関（以下「連合支援機関」という。）を設置することができる。（1998. 10. 21新設）

第17条（登録）

- ① 会員自治体が連合支援機関を設置する場合、当該会員自治体の申請に基づき連合に登録することができる。（1998. 10. 21新設）
- ② 連合支援機関は、その活動状況を連合に報告する。（1998. 10. 21新設）

第4章 最終規定

第18条（効力）

この憲章は2016年9月27日から効力を発生する。（2016. 9. 27改定）

第19条（会員の範囲）

連合の創立会員は、1996年北東アジア地域自治体会議に出席して、本憲章の基本精神に同意した自治体とする。

第20条（言語）

この憲章は、会員各国の公用語及び英語で作成し、正本は事務局の文書保管所において保管し、写本は各会員自治体において保管する。（2010. 10. 28改定）

以上の内容を証明するため、下記の署名者は所属する各自治体から正当に権限を与えられ、1996年9月12日、大韓民国慶尚北道慶州でこの憲章に署名した。

附 則

この憲章は、1998年10月21日から施行する。

附 則

この憲章は、2002年9月11日から施行する。

附 則

この憲章は、2004年9月8日から施行する。

附 則

この憲章は、2010年10月28日から施行する。

附 則

この憲章は、2014年10月22日から施行する。

附 則

この憲章は、2016年9月27日から施行する。

附 則

この憲章は、2018年10月29日から施行する。

北東アジア地域自治体連合分科委員会の設置及び運営に関する規程

| | |
|------|--------------|
| 制 定 | 1998. 10. 21 |
| 一部改定 | 2007. 9. 4 |
| 一部改定 | 2008. 9. 2 |
| 一部改定 | 2010. 10. 28 |
| 一部改定 | 2011. 7. 19 |
| 一部改定 | 2013. 9. 11 |
| 一部改定 | 2017. 9. 26 |
| 一部改定 | 2018. 10. 29 |

この規程は、北東アジア地域自治体連合憲章第11条4号の規定に基づき設置する分科委員会の設置及び運営に関する事項について定める。(2017. 9. 26改定)

第1条 (設置)

北東アジア地域自治体会議において提案された個別のプロジェクトあるいは課題（以下「個別プロジェクト」という。）について、その円滑な推進を支援するため、分野ごとに分科委員会を置く。(2017. 9. 26改定)

第2条 (分科委員会の種類及び名称)

分科委員会の種類及び名称は、次のとおりとする。

1. 経済・人文交流分科委員会 (2013. 9. 11名称変更)
2. 環境分科委員会
3. 教育・文化交流分科委員会 (2008. 9. 2統合)
4. 防災分科委員会
5. 削除 (2017. 9. 26)
6. 削除 (2017. 9. 26)
7. 海洋・漁業分科委員会 (2008. 9. 2新設)
8. 観光分科委員会 (2008. 9. 2新設)
9. 鉱物資源開発・調整分科委員会 (2010. 10. 28新設、2017. 9. 26改定)
10. エネルギー・気候変動分科委員会 (2010. 10. 28新設)
11. 削除 (2017. 9. 26)
12. 生命・医療産業分科委員会 (2011. 7. 19新設)
13. 農業分科委員会 (2011. 7. 19新設)
14. スポーツ分科委員会 (2013. 9. 11新設)
15. 物流分科委員会 (2017. 9. 26新設)
16. 国際人材交流分科委員会 (2017. 9. 26新設)
17. 国際電子商取引分科委員会 (2017. 9. 26新設)
18. 革新プラス分科委員会 (2018. 10. 29新設)
19. 青年政策分科委員会 (2018. 10. 29新設)
20. 伝統医薬分科委員会 (2018. 10. 29新設)

第3条 (機能)

- ① 各分科委員会は、提案自治体が主体となって実施する個別プロジェクトの円滑かつ効果的な推進を図るため、自治体間の意見調整、事業計画の具体化及び実現方法等について、検討、協議を行う。(2017. 9. 26改定)
- ② 各分科委員会は、分科委員会参加自治体が提案した個別プロジェクトを担当し、検討、協議した結果を実務委員会に報告する。(2017. 9. 26改定)

第4条 (構成)

各分科委員会は、それぞれの分科委員会の担当分野に関心を有する自治体の担当部局の課

長級の職員で構成する。

第5条（運営）

- ① 各分科委員会に、互選により、分科委員会の連絡、調整、運営を行う自治体（以下「コーディネート自治体」という。）を置く。（2017. 9. 26改定）
- ② コーディネート自治体の任期は2年とし、再任を妨げない。また、希望する場合は共同コーディネート自治体と共同で運営することができる。（2011. 7. 19、2017. 9. 26改定）
- ③ 分科委員会の運営は、原則として通信方式（郵送、ファクシミリ等）により行うものとする。（2017. 9. 26改定）
- ④ 各分科委員会は、任期内に1回以上の会議又は関連活動をしなければならない。（2011. 7. 19、2017. 9. 26改定）
- ⑤ 分科委員会の運営時、会員自治体からの参加は5か国10自治体以上維持しなければならない。（2011. 7. 19新設、2017. 9. 26改定）
- ⑥ 必要に応じて、実務委員会は分科委員会の運営現況を評価することができる。（2011. 7. 19新設）
- ⑦ コーディネート自治体が分科委員会を2年以上開催せず、他の会員自治体がコーディネート自治体を希望する場合、事務局は、コーディネート自治体の交代を実務委員会の案件として上程することができる。（2018. 10. 29新設）
- ⑧ 実務委員会において議決権を有する会員の過半数の出席と出席した会員自治体の過半数の賛成により、分科委員会のコーディネート自治体を交代することができる。（2018. 10. 29新設）

第6条（参加）

- ① 全ての会員自治体は、連合の全ての分科委員会に参加する資格を持つ。（2011. 7. 19改定）
- ② 各分科委員会の効率的な推進と実質的な交流協力のため、コーディネート自治体は、会員自治体地域の関連する専門家、企業関係者等を会議に出席させることができる。（2017. 9. 26新設）

第7条（費用）

分科委員会の運営に関する経費は、当該分科委員会のコーディネート自治体が負担する。ただし、分科委員会が会議を開催する場合、交通費及び滞在費は、原則として、会議参加自治体が負担するものとする。

第8条（連合事務局との関係）

コーディネート自治体は、分科委員会で整理された内容を事務局に送付し、事務局はそれを分科委員会構成自治体以外の自治体へ送付するものとする。（2011. 7. 19、2017. 9. 26改定）

第9条（規程の改正）

この規程の改正は、実務委員会が行うものとする。

附 則

この規程は、1998年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、2007年9月4日から施行する。

附 則

この規程は、2008年9月2日から施行する。

附 則

この規程は、2010年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、2011年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、2013年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、2017年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、2018年10月29日から施行する。